平成２４年（フ）第１２８７号
福岡市東区青葉３丁目２番１号
債務者　小関セツ子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２９４号
福岡市南区桧原７丁目23番１号
債務者　田中　健二
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２９９号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目20番10―405号
債務者　石高　友紀
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３１５号
福岡市早良区有田２丁目２番28号
債務者　山下　益幸
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３５９号
福岡市南区大池１丁目26番７―301号
債務者　大矢野義人
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３６０号
福岡市南区大池１丁目26番７―301号
債務者　大矢野頼子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３８６号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目８番１号　エトランゼ宮本Ⅰ―６号
債務者　勝本　　悟
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３９４号
福岡市早良区内野６丁目４番23号
債務者　森山　栄治
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３９５号
福岡市早良区内野６丁目４番23号
債務者　森山　哲廣
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４１３号
福岡市博多区元町２丁目２番１―1122号
債務者　税所　　忠
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４２１号
福岡市東区多の津５丁目44番５号
債務者　上島　弘美
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４２６号
福岡県筑紫野市二日市西３丁目９番11―302号
債務者　近藤　恵介
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４３６号
福岡市博多区美野島３丁目20番10―908号
債務者　山田　文子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４８０号
福岡市東区若宮２丁目39番19号
債務者　深澤　資成
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５００号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西４丁目８番７号
債務者　武内　保幸
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５０１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西４丁目８番７号
債務者　武内　倫子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８８号
福岡県久留米市津福今町472番地18　ドリーム津福901号
債務者　神谷　康正
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部